

大田区都市計画審議会（第144回）

目 的	1 東京都市計画緑地の変更（大田区決定）について		
日 時	平成21年12月15日（火）	開会	2時00分
		閉会	2時50分
場 所	大田区役所本庁舎 2階 201、202、203会議室		
委 員	谷口汎邦 欠 中井検裕 田中一吉 岡元由美 樋口幸雄 馬場雄一郎	池添 皞 小篠映子 松原秀典 森 愛 遠藤孝一 田中道高	志水英樹 小林みどり 富田俊一 清水菊美 欠 水野貴司 欠 橘内 肇 印出席者
出 席 幹 事	副区長（秋山） まちづくり推進部長（佐藤） まちづくり推進部再開発担当部長（藤田） まちづくり推進部参事（川野） まちづくり推進部都市計画担当課長（鈴木） 経営管理部経営担当課長（荒井） 経営管理部資産活用担当課長（直井） こども家庭部副参事（市野） 都市基盤整備部参事（杉村） 都市基盤整備部建設工事課長（伊藤） 都市基盤整備部道路公園工事担当課長（小島）		

傍聴者 4名

議 事	件 名	第一号議案 東京都市計画緑地の変更（大田区決定）について		
	概 要			
<u>議決事項</u>				
	第一号議案	東京都市計画緑地の変更（大田区決定）については、 諮問のとおり定めることが適当である。		
その他				
提出資料	第一号議案	事前資料 1	東京都市計画緑地の変更（大田区決定）	
		事前資料 2	総括図	
		事前資料 3	計画図	
		事前資料 4	説明資料	
		当日資料 1	位置図	
		当日資料 2	遠望写真	
		当日資料 3	現況写真	
		当日資料 4	断面イメージ図	
	第一号議案	諮問文		

鈴木幹事 お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。
います。

本日の司会を務めさせていただきます、都市計画担当課長の鈴木
木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、副区長よりご挨拶をさせてい
ただきます。

副区長、よろしくお願いいたします。

秋山幹事 皆さん、こんにちは。本日は都市計画審議会の開催をご通知申
し上げましたところ、年末のお忙しいところ、大勢ご出席いただき
まして、まことにありがとうございます。

都市計画審議会も今年1年の締めということになりますけれども、
いろいろな案件についてご審議いただきまして、本当にありがとう
ございました。

都市計画審議会におきましては、いろいろと先生方にご指導、ご
鞭撻をいただきまして、無事終わることができます。今日も、都市
計画緑地の変更ということで審議をお願いしてございます。

今年1年間、相当厳しい社会状況の中で、私どももいろいろと取
り組みを進めてまいりましたけれども、ご承知のように、「大田区
未来プラン10年」という「大田区基本構想」を基にしました10か年
計画を今年スタートさせていただきました。いろいろな施策を講じ
てございますけれども、いろいろなご意見もたくさんいただいでい
るところでございます。

来年につきましては、また、相当厳しい状況が予想されておりま
して、私どもとしても地域の安全・安心、区民の皆さんの安全・安
心のために、どういった形でできるかということ、今、日々検討
しているところでございます。

どうか、その辺もお含みをいただきまして、また、都市計画審議
会も、今年1年の皆様方のご指導、ご鞭撻にお礼を申し上げるとと
もに、また、来年もご指導いただきますようお願い申し上げまし
て、大変簡単でございますけれども、開会のあいさつとさせていた
だきます。

よろしく願いいたします。

鈴木幹事 続きまして、本日出席の幹事を副区長よりご紹介させていただきます。

副区長、よろしく願いいたします。

秋山幹事 それでは、本日出席の幹事の紹介をさせていただきます。

まず、まちづくり推進部長、佐藤喜美男でございます。

まちづくり推進部再開発担当部長、藤田正人でございます。

まちづくり推進部参事、川野正博でございます。

まちづくり推進部都市計画担当課長、鈴木清貴でございます。

経営管理部経営担当課長、荒井昭二でございます。

経営管理部資産活用担当課長、直井修でございます。

こども家庭部副参事（待機児担当）、市野由香里でございます。

都市基盤整備部参事、杉村克之でございます。

都市基盤整備部建設工事課長、伊藤廉でございます。

都市基盤整備部道路公園工事担当課長、小島圭二でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

鈴木幹事 続きまして、都市計画審議会の議事録の署名についてをお願いでございます。本日の審議会につきましては、順番で松原委員にお願いしたいと思います、よろしく願いいたします。

では、本日の委員の出席状況でございますが、3名の委員の方が所用のため欠席でございますが、定足数を満たしております。

また、本日の傍聴申し込み数は、4名となっております。

では、会長、開会方、よろしく願いします。

谷口会長 まず、傍聴の方の入室を許可いたしたいと思えます。

本当に年末のご多用な中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

それでは、ただいまより第144回大田区都市計画審議会を開会いたします。

では、議案に入りたいと存じます。大田区長より、大田区都市計画審議会会長あてに、平成21年11月19日付けで、第一号議案「東京都市計画緑地の変更(大田区決定)」についてが、諮問されておりますので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いします。

鈴木幹事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付させていただきました第一号議案の諮問文をご覧になりながらお聞きいただきたいと思います。

第一号議案につきましては、東京都市計画緑地の変更(大田区決定)について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大田区長より諮問をいたします。

以上で、第一号議案の諮問文の朗読を終わります。

谷口会長 それでは、議案を上程いたします。幹事より議案の説明をお願いいたします。

川野幹事 まちづくり管理課長の川野でございます。どうぞよろしくお願い致します。

まず、説明に入る前に、資料のご確認をお願いいたします。事前資料といたしまして四つほどご案内をさせていただいております。

事前資料1「計画書」。表題に「東京都市計画緑地の変更(大田区決定)」とあるものでございます。

事前資料2「総括図」でございます。用途地域等が描いてございます。

事前資料3「計画図」でございます。

事前資料4「説明資料」。表題に「東京都市計画緑地(第79号中央五丁目緑地)の変更(大田区決定)について」とあるものでございます。

それから本日お配りしております、当日資料1「位置図」。当日資料2「遠望写真」、遠くから見た写真がございます。当日資料3「現況写真」、航空写真等の現況写真が入っております。そして、当日資料4「断面イメージ図」がございます。

資料としては以上でございます。不足している資料等がございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

川野幹事 よろしければ第一号議案「都市計画緑地の変更(中央五丁目緑地)について」お手元の事前資料4「説明資料」に基づきましてご説明いたします。

まず、事前資料2「総括図」、当日資料1「位置図」と当日資料2「遠望写真」、こちらの方もあわせてご覧いただければと思います。

本計画地は、大田区の中央部に位置し、自然環境豊かな武蔵野台地南北崖線にある樹林地でございます。日本の栄養学発祥の地でございます佐伯栄養専門学校のある「佐伯山」として、長年にわたりまして地域の皆様になれ親しまれてきました、大変貴重な自然環境資源となっているところでございます。

当日資料1にありますように、この樹林地のうち本計画地の北西部の一部約0.3haにつきましては、平成12年3月に地権者より大田区に樹林地保護のためにご寄付をいただいております。

その後、平成17年に本計画地の南東部の一部約0.29haを含みます約0.45haについて、マンション開発計画が進みました。平成17年9月に工事着工となっております。

このマンションの計画、工事着工に当たりましては、事業者と近隣の皆様との間で諸問題が発生しまして、その後、大田区建築審査会に審査請求が出される状況となっております。

また、残りのこの計画地を含みます約0.57haにつきましては、平成18年に「大田区みどりの保護と育成に関する条例」に基づく保護樹林として指定をされてございますが、その後、地権者のご事情によりまして大田区への土地売却の話がございました。

区といたしまして検討した結果、今回提案のように、寄付受領地を含めまして「都市緑地」として崖線地形と樹林地を保全すべきとの結論に至りまして、平成20年6月に約0.55haを大田区土地開発公社で代行買収をしたところでございます。

その後、隣接しておりますマンション計画の方が頓挫いたしまして、不動産業者から計画中止、さらには区への用地取得の意向確認がございました。

このことを受けまして、区として改めてこれらの土地一体の土地活用について検討した結果、マンション開発によって失われた緑を隣接で計画しております公園緑地と一体的な形で復元するとともに、地域の喫緊の課題でもございます保育の待機児解消のための施設建

設用地として一部活用するために、約0.45haのマンション建設予定地部分、こちらの方を平成20年11月に大田区土地開発公社で代行買収をしたところでございます。

本案件につきましては、このような経過で取得した計画地を含む土地の活用を検討した結果、大田区中央五丁目地内において、約1.1haの区域及び面積を都市計画緑地として保全し、良好な住環境の維持・保全、都市内の貴重な生物の生息環境の保全を図るために、都市計画の変更を行うものでございます。

なお、都市計画変更に係る東京都知事同意協議につきましては、平成21年9月25日付で収受しております。

続きまして、事前資料3をご覧ください。

本計画地でございますが、大田区中央部の中央五丁目地内に所在し、環状七号線の西側に位置しています。

また、本計画地周辺の土地利用の状況につきましては、大森第三中学校、それから中央五丁目公園等の公園、また、日本画家を代表する川端龍子の記念館などが立地した閑静な住宅地となっております。

計画地は、北、東、南の三方に傾斜した台地状の地形となっております。高低差が約16mでございます。上部の標高が約27mでございます。これはちなみに池上本門寺の一带の山の上部の標高と同じでございます。

続きまして、当日資料3をご覧くださいませうでしょうか。こちらの方は「現況写真」となっております。南東側から北東側で幅員が約3.5～3.6m、南西側から北西側で幅員約4m、それぞれ区道に接してございます。台地状の土地の北西側に学校法人の佐伯学園がでございます。

次に、当日資料4をご覧ください。現況の計画地の断面のイメージでございます。A断面というところの断面を描いたイメージ図でございます。計画地内は、ほぼ北から東の二方に斜面樹林地が広がりまして、上部はやや平坦な地形となっております。この樹林地は、樹高が20m程度のコナラ、クヌギ、ソロノキ、ケヤキなどの落葉樹、そしてクロマツ、シラカシなどの常緑樹が主体となつてご

ざいます

南側の斜面地につきましては、マンション開発によって樹木が伐採されております。建築工事のための切土造成がなされましたが、区の施設建設予定地となっている周辺の部分を除きまして、マンション開発業者により、改めて盛土復元、そして播種による緑化がされております。現状は、そのほとんどが草の斜面地となっております。

続きまして、事前資料2をご覧ください。大田区の用途地域等につきましては「総括図」でございます。図面中央の赤丸の部分、そして、その中に赤の太線で囲まれたところが本計画地でございます。第1種低層住居専用地域で、建ぺい率は50%、容積率は100%、第1種高度地区、準防火地域となっております。日影規制の方は測定面の高さ1.5mで、4時間、2.5時間となっております。

続きまして、都市計画の内容についてご案内をさせていただきます。もう一度、事前資料1をご覧ください。A4の横書きでございます。

位置は中央五丁目地内、面積は約1.1ha、名称は、「第79号 中央五丁目緑地」でございます。

大田区内では、多摩川河川敷の「多摩川緑地」、それから、鶉の木にございます通称鶉の木松山と呼ばれております「鶉の木一丁目緑地」、それから、先日、当審議会でご審議をいただきました「南馬込二丁目緑地」に続きまして4番目の都市計画緑地となる予定でございます。

次に、説明会の概要についてご案内をいたします。

説明会につきましては、平成21年7月22日水曜日、午後7時から、新井宿特別出張所で開催をさせていただきました。52名の区民の皆様にご参加をいただきまして、午後8時30分までの約1時間半にわたりまして計画原案を説明の上、計画内容、あるいは緑地整備に関するご意見、ご要望を頂戴いたしました。

説明会の結果は、隣接する、ちょうど長方形になっているところがございますが、これは保育園建設予定地でございますが、これを含めた全体の土地利用計画として、地域の皆様に、再度説明し検討

すべきであるというご意見をいただきまして、改めて説明会を開催することとなりました。

第2回目につきましては、保育園の説明を含めまして、都市計画緑地の説明会を21年9月16日水曜日、午後7時から、同じく新井宿特別出張所で行いました。64名の皆様に参加いただき、9時15分までの約2時間15分にわたりまして、中央五丁目緑地を含めました土地利用計画案の説明の上、都市計画緑地の計画内容、それから施設建設に関する意見や要望をいただいております。

第2回目の説明会の結果、区の施設建設予定地、保育園でございますが、これを含めて都市計画緑地の計画区域とすべきであるというご意見もいただきましたが、今回の計画区域を都市計画緑地とすることには、ご了承いただいたところでございます。

都市計画緑地に関しての地元説明会は2回なんですけれども、その後、公共施設（保育園）に関する説明会を10月29日木曜日に行いました。その際、都市計画緑地の経過報告のご案内もさせていただいております。

内容につきましては、都市計画の公告・縦覧のご案内と本日の都市計画審議会の開催予定、それから事業認可等の今後のスケジュール等について概略のご案内をさせていただいております。

続きまして、公告・縦覧につきましては、21年10月30日金曜日から11月13日金曜日の2週間、大田区まちづくり推進部まちづくり管理課の窓口におきまして実施をさせていただいております。この間、窓口縦覧は1件、意見書の提出はございませんでした。

第一号議案の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

谷口会長 ありがとうございます。それでは、第一号議案につきましてご審議をお願い申し上げたいと思います。まず、ご質問やご意見等がございましたら、どうぞご自由にご発言を賜りたいと思います。

はい、どうぞ、田中先生。

田中（一）委員 今回の都市計画緑地ということで1.1ha、及び保育園用地として活用しようという土地について、それぞれ入手価格等をお知らせいただければ、ありがたいと思います。

谷口会長 どうぞ。

川野幹事 全体で用地費につきましては約28億5,600万円でございます。それぞれ入手した時期が異なりまして、まず、地権者から土地開発公社が購入したのが平成20年6月16日で、15億9,383万2,110円でございます。これは5,514.99㎡購入させていただいております。マンション業者の方からは平成20年11月11日に購入し、12億6,206万7,660円でございます。そのほか寄付受領で3,025.06㎡、平成12年9月5日にご寄付をいただいております。

保育園の用地の部分につきましては、マンション業者から買った4,523.54㎡のうち、12億ですが、そのうちの1,000㎡の分の費用に当たると考えてございます。

谷口会長 よろしゅうございますでしょうか。

ほかにどうぞ、ご発言をいただきたいと思います。

はい、どうぞ、田中先生。

田中(道)委員 参考までに教えていただきたいんですが、当日資料1の図の白い部分が保育園予定地ということによろしいんですか。

川野幹事 当日資料の1番、今、委員からご質問がございましたとおり、計画地の緑の部分と大森第三中学校のちょうど間の長方形の部分、こちらのほうが保育園建設予定地となっております。

田中(道)委員 それで、当日資料4を見ますと、A'の部分が盛土になっておりまして、盛土と保育園の間は擁壁みたいな形になるんでしょうか。

川野幹事 現在、緑化ウォール的な擁壁でのり面の保護をしよう、というふうに考えてございます。

田中(道)委員 図面の縮尺はちょっと確認しないとわからないと思いますが、盛土の部分の傾斜角度はどのくらいかわかりますか。

小島幹事 盛土部分の傾斜につきましては約30度弱程度の傾斜になっております。

田中(道)委員 はい、どうもありがとうございました。

谷口会長 どうぞ。森先生。

森委員 近隣説明には大変多くの方がいらっしゃったようですが、この保育園も含めたエリアを計画地にしてほしいというような要望があったと先ほど伺ったんですけれども、そうならなかった経緯などは、

どのようなものでしょうか。

荒井幹事　こちらの土地に関しましては、佐伯の山ということで、基本的には緑地の保存ということで公社の方で買っていただきました。しかしながら、保育園待機児の解消が喫緊の課題となっております。ここの周辺につきましても、保育園の待機児も増えていることだし、これからも待機児が維持されるというか、横ばいになるという見通しになっておりますので、ここに保育園を造るということを行行政側の判断によって決定し、それを説明会の中で「1,000㎡の土地を保育園に使わせてほしい」というふうな説明をしてきたところでございます。

谷口会長　よろしいですか。どうぞ、森先生。

森委員　あと、マンションの用地として森が削られた部分について1,000㎡は保育園用地にするということなんですけれども、残りはどのような計画なのでしょうか。

杉村幹事　自然がかなり残っている樹林地がありますので、それを中心にした公園的整備を考えております。ただ、なるべく自然を活かすというコンセプトでまいりたいと考えているところです。

谷口会長　よろしいでしょうか。どうぞ。

森委員　説明会を開いていただいておりますので、近隣の方の意見も十分に反映されるような形での緑化も含めた開発の計画をお願いいたします。要望です。

谷口会長　非常に大事なご指摘だと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに、どうぞ。志水先生。

志水委員　ちょっと参考のためにお伺いしたいんですが、この写真で見ますと、ひょっとしたら、これ、何か墳墓のような形で、単なるこれは自然地形なのか、少なくとも多少たりとも文化遺産としての価値のある地形なのか、あるいは、この中に発掘をするようなことが今まであったのか、参考のためにお伺いしたいんですが。

川野幹事　中にある文化財とか、そういったものについては、今のところ、把握をしてございません。

ただし、都市に残る貴重な樹林地として、こちらについては池上

本門寺からずっとつながっております貴重な崖線樹林地として、ある面、都市景観上、非常に重要、これからも後世に残していくべき樹林地として考えてございまして、これは昔からあった樹林地というふうに、こちらの方では把握してございます。これをできるだけ区としては保存して、後世に残していくという考えで、緑地として指定をさせていただいたところでございます。

志水委員 いや、確認したかったのは、要するに、これは自然的な地形がこういう形でたまたま残ったのか、墳墓のような人工の手が入って、こういう形ができたのか、それをちょっと知りたいと思っただけです。

川野幹事 これは自然でございまして。

志水委員 自然な形ですね。はい、わかりました。

谷口会長 よろしゅうございますか。

ほかにどうぞ。はい、どうぞ、富田先生。

富田委員 都市計画緑地ということなんですけれども、先ほど、整備の手法として公園という文言もあったわけなんですけど、これ、都市計画緑地といった場合と都市計画公園といった場合に、具体的に何が違うのか、まず教えてください。

川野幹事 都市計画公園と緑地の大きな違いについては、都市計画緑地になりますと、基本的には、今ある樹林ですとか、自然の残っている植生を維持保全するという動きが強くなるかと思えます。

具体的に施設の整備基準、あるいは制限などの都市公園法上の中身については、普通の公園と変わりありません。大きく変わるのとは自然地や植栽地を中心とした配置というか、そういった計画になる公園でございまして。

谷口会長 はい、どうぞ。

富田委員 そうすると、これ、都市計画緑地なんですけれども、今後の整備方針というか、整備計画は、どの辺まで煮詰まっているんでしょうか。

杉村幹事 先ほどもちょっとお話ししましたけれども、結構大きな樹木が残っているところであります。ただ、近隣の方々は家が近接しているところもあって、余り人が入ってしまうと、のぞかれてしまうと

というような声も説明会の中ではいただいております。その辺のバランスを兼ね合わせて、自然を残しながら、下の方は広場を少し造る形も考えておりますけれども、貴重な緑と、中には散策したいという方も当然意見としてはありますので、その辺のバランスをうまくとって整備をしていきたいと考えております。

富田委員　そうすると、この中に散策路というようなものも整備をする。その散策路の程度というのは、まだこれからということですよ。

杉村幹事　近々に、実は17日に計画の説明会を予定しておるところですが、その中でまた近隣の皆様の意見をちょうだいしながら、どのくらいがいいのかというところを、これから考えていくところでございます。

富田委員　先般、私もちょっと用事があって、この周辺を少し歩いてみたんですが、とっても良好な地域というか、緑の非常に多い地域で、大変うらやましい地域だなというふうに思ったわけなんです。もしかしたら、これ、散策路なんかはそんなに、私からすると、余り必要性を感じないなと。緑の山であることで、もう十分に存在価値があるような、そんな気がしましたもので、一言申し上げておきます。

谷口会長　ありがとうございます。

ほかにどうぞ。ご意見、ご質問。

どうぞ、小篠先生。

小篠委員　まず、ちょっと区の方の方針に対する質問なんですけれども、例えば、土地の寄付を受け付けると、それから購入をするという場合に、何か利用目的も勘案しながら受け付けているのかどうかということが一つです。

そうじゃなくて、ただ漠然と、よさそうだから寄付を受ける。寄付だったら、只だけれども、売却だったら、公的な機関に売却するんですから、税務上の相当の控除が受けられますよね。だから、必要もないのに買うというようなことも出てくるんじゃないかという気がするんです。目的をある程度見通した上でそういう処理をされているのか、ということが第1点です。

それから、大田区内にはあっちこっちに小さな公園が幾つもある

んですが、これがどういう目的で、これを公園として受け入れたのか。つまり防災の拠点なのか、あるいは、子供の遊園地としての遊び場なのか。それから、ただ環境を維持するためのものなのか。どうも何となく見ていてははっきりしないなという、ちょっと感じを受けるんです。

それで、私が個人的に思うのは、やっぱり、小さな子ども、大人も含めて考えていいと思うんですが、小さな子どもの遊び場がないんです。みんな、家の中に閉じこもってしまって、外で体を動かすという機会が非常に奪われていると思うんです。

だから、このような子どものための、子どもが運動できたり、遊んだりできる空間、これが必要なのではないかというふうに個人的には考えていますが、その辺、区の方は、どういうふうにお考えなのか、それを伺いたいと思います。

直井幹事　　まず、最初、寄付をどんな考えで、また、買収をどんな考え方で区はするのかというご質問にお答えしたいと思います。

この場所につきましては、自然樹木がいっぱいあるということで、まず最初に、地権者から、この部分については、樹木がいっぱいありますので、維持管理が非常に難しいということで、3,000㎡ほどを寄付の申し出がありましたので、区として、樹木を残していこう、緑を残していこうという意味合いもありまして、寄付を受けました。

その後、隣の5,000㎡という、山の頂上に近い部分ですけれども、これにつきましては地権者より区で買っていただければ買ってもらいたいという申し出がありましたので、隣の寄付地とも合わせて、緑豊かなものになれるだろうということで買わせていただきました。

これ、三つに分かれてありますけれども、その最後に買った部分につきましては、マンション業者さんがマンションを開発するということでしたが途中で建設が中止ということで、不動産業者さんのほうから、区で買っていただけないかという申し出がありました。それで、一体として緑を残すということになれば、非常に貴重なものになりますので、区として買おうと。ただし、自然を切り崩したところについては、ある程度、盛土をして自然を残してほしいという条件をつけて買わせていただいたものでございます。

一般的に緑があれば、貴重な緑をぜひ残していこうということで、いろいろ検討しながら買っていくということもございます。

それから、あと、区の土地の買収につきましては、お申し出があったところにつきまして、区の内部的に、行政の施設で使うのか、緑で使うのか、そういうところを個別に検討させていただきながら、慎重に検討して結論を出して買っていくということにしております。

谷口会長 よろしいでしょうか。もう一つございましたね。

川野幹事 公園の使い道等でございますけれども、大田区内には公園が約550箇所ございます。それぞれさまざまな用途、目的に分かれてございますが、基本的なところについては、これは都市計画法じゃなくて、大田区の考え方なんですけれども、1,000㎡未満の公園につきましては、基本的には児童公園というような位置づけをしております。

それから、公園の整備の重点目標なんですけれども、都市計画決定されている公園については、優先的に整備をしていくこととしております。その目的によりましては、防災的な公園もあれば、運動公園という位置づけをしている公園もございます。

防災上の視点からまいりますと、大森中地区等の木造密集地域、及び周辺地域につきましては、どちらかという防災上の視点が非常に強い公園の位置づけになってまいります。

もちろん、そういったところでも子どもさんたちが運動等で使えるようにとか、地域の皆さんが憩えるようにとか、できるだけ計画段階から地域の皆様の需要、ご要望をいただきながら造っていくというのが今の大田区のスタンスでございます。

それから、先ほど、550箇所、公園があるとお話をさせていただきましたが、今ある公園の中でかなり小さい公園がございまして、そういったところは隣接地が出たときに、できるだけお譲りをいただくような考え方でおります。

それから、公園が未配置の町丁目がございます。そういったところにつきましても、適地が出てきた場合は、財政当局とも協議しまして、適正なものについては購入する方向で、今、考えているところでございます。

いずれにしても、お子様から高齢の方まで含めて、地域の皆さんのご要望をいただきながら、適切に整備を進めてまいります。よろしく願いいたします。

谷口会長 よろしゅうございますでしょうか。

小篠委員 地域の皆さんの要望を踏まえてというのはいいんですが、やはり、区として、もう少し子どものための施設、運動場、もうちょっと広い空間、それをここにはこういうものをしようとか、そういう積極的な姿勢です。そういうものが出た上での計画の進め方の方が妥当なのではないかなと。

確かに、母親が手を引いて、小さい子どもがちょこちょこ来るような公園はあるように思うんですけども、もう少し年齢のいった子どもたちが伸び伸びと運動するという場が余りないように、私は見受けるんですが。これ、もし、そういうふうなものに適する土地があれば、あるいは、適する周辺の土地も踏まえて、ここならこういうものができるといふものがあれば、もうちょっと積極的に進めてほしいなと、そういう主体的な考え方をですね、そういうふう to 思います。

川野幹事 ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。

大田区でも、できるだけ子どもたちが伸び伸び遊べる公園、運動ができる公園、例えば、中でキャッチボールですとか、バスケットとか結構需要があるんですけども、なかなか狭い公園ですとできないんですが、条件が許せば、積極的にそういった子どもたちが運動ができるような公園については造っております。

例えば、去年ですと、北馬込に、やはり、地元要望もありましたけれども、子どもさんたちの運動の場ということで、キャッチボール場を併設した公園も造っておりますし、今お話がございましたように、条件が許せば、できるだけそういった子どもさんたちも伸び伸びと活動ができるような公園を造っていく考えでございます。

谷口会長 よろしゅうございますか。

ありがとうございます。公園の問題というのは、東京都全体としても、非常に先進国に比べれば整備が十分でないというのが一般的な状況だと思っております。そういう面では、ただいまの小篠先

生のご意見の中で、やはり、区で中長期的な何か計画、標準みたいなものをお作りいただくことで、機会があれば、じゃあ今度はそれをしようとかなる。これは時間のかかる問題ですが、ぜひ、お願いしたいと思います。

どうぞ。

川野幹事 今、本当に委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。ちょうど、今年から「大田区みどりの基本計画」を10年ぶりに大改定を進めてございます。その中でも、これからの公園のあり方については十分議論をしてみたいと思っています。今日のお話をできるだけ活かせるように努力してまいりますので、これからもよろしくお願いいいたします。

谷口会長 よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

ほかにどうぞ、ご意見、ご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

樋口先生、よろしゅうございますか。どうぞ、一言。

樋口委員 17日に説明会のご案内いただいておりますが、その中身について説明してくれませんか。よろしくお願ひします。

小島幹事 17日の説明会につきましては、新井宿特別出張所で午後7時から8時半までを予定しております。まず、公園をどのように造るのかということにつきまして大まかな方針を説明させていただいて、たたき台、これはあくまでもたたき台でございます、をお示しさせていただいて、それについて住民の皆様の見解をお伺いするような形にしております。あくまでたたき台ですので、自由に意見をいただいた中で、次の会には、それを反映したような形で、また案をお示しすると、そういった内容でございます。

樋口委員 わかりました。

谷口会長 はい、どうぞ。清水先生。

清水委員 では、具体的に公園の利用の時間の問題だとか、周辺の道路の整備をどうするのかとか、そういったことも、これからということでもよろしいんでしょうか。

小島幹事 はい。そのように考えております。利用方法、例えば夜間の問

題はどうする、防犯の問題はどうする、プライバシーの問題はどうするのかというのを、それぞれ意見を出していただいて、それを反映させるような形で、今後進めていきたいというふうに考えております。

清水委員 大変貴重な緑地ということで、大田区民の財産になるものだと思います。ただ、近隣住民の皆さんのご意見も大変重要ですし、今後、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

谷口会長 はい、ありがとうございました。
ほかによろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷口会長 委員の皆様のご質問とご意見が出尽くしたようでございますので、お諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

谷口会長 それでは、第一号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷口会長 ありがとうございます。では、異議がないようでございますので、第一号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。

ありがとうございました。

本日は、長時間にわたりまして、中身のあるご審議をいただきましたことを、心から御礼を申し上げたいと思います。

事務局から何か報告事項ございましたら、どうぞ。

鈴木幹事 事務局から報告が2件ございます。1件目は都市計画審議会の広報に関することございまして、従来、都市計画審議会の議事録の公開につきましては、大田区ホームページへの掲載とまちづくり管理課窓口での閲覧というふうにお受けしてございます。

前回の第143回分より、区民の方にご覧いただきやすいように本庁舎2階の区政情報コーナーにも議事録の写しを備えつけることにいたしました。

また、この審議会で検討を続けることになっております「大田区

都市計画マスタープランの改定」につきましても、審議会での検討内容、関係資料をあわせまして、区政情報コーナーに備えつることといたしました。改定の経過につきましては、区民の皆様に、より早く、わかりやすい形でお伝えしまして、また、ご意見をいただいて、改定内容に反映させていきたいというふうに考えてございます。

2件目でございますが、次回の都市計画審議会の日程については、来年の2月16日、午後2時からでございます。会場につきましては、後日ご案内させていただきたいと思っております。

議案につきましては「東京都市計画大田区都市計画マスタープランの改定（大田区決定）について」を予定してございます。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

谷口会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、第144回の都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

大変充実したご審議を賜りまして、また2月にお目にかかることになると思いますが、皆様、良いお年をお迎えになりますようにお祈りいたします。

午後2時50分閉会